

## 外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会（第2回） 議事概要

### 1 日時

平成30年9月11日（火）午前10時00分から午後零時00分まで

### 2 場所

法務省20階第1会議室

### 3 議事の概要

資料3（外国法事務弁護士による国際仲裁代理等の見直しの方向性について（案））に沿って

- 外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲裁事件」の範囲
  - 外国弁護士の国際仲裁代理の要件
  - 外国法事務弁護士等による国際調停代理の範囲
- 等について、討論を行った。

#### (1) 「国際仲裁事件」の範囲について

第1回検討会に引き続いて、現行法における国際仲裁事件の各要件、すなわち、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であること（要件①）、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店（以下「住所等」という。）を有する者であるもの（要件②）について、以下のとおり意見交換が行われた。

#### ○ 要件①（「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件」）について

要件①について、国内を仲裁地とする限定をなくした上、外国を仲裁地として我が国で仲裁手続を実施する場合も国際仲裁事件に含めるという方向性について、全員が賛成の意見であった。

#### ○ 要件②（当事者の全部又は一部が外国に住所等を有する者であるもの）について

要件②について、当事者の親会社等が外国企業である場合を国際仲裁事件に含めることに関し、第1回検討会において、「当事者と同視されうる親会社等の範囲についてはなお検討を要する。」とされたことを踏まえ、この点を中心に意見交換が行われ、事務局が提案した「議決権のある発行済株式又は持分の過半数を有する場合」という案に対して賛成する意見が多数を占めた。このほか、親会社とその100パーセント子会社が併せて当事者である孫会社の株式等の過半数を有する場合をも含めてはどうかとの意見もあった。

なお、外国に住所を有する個人の株主が過半数の株式等を有している場合も国際仲裁事件に含めることを前提に、外国に住所を有する個人の株主が複数存在しており、かかる株主が有する株式等を集計すると過半数を有する場合については、株式等が複数の個人株主に分散しているため当該個人株主らが子会社である日本法人の

意思決定に影響を与えるとは類型的に考え難いことから、消極に解すべきなどといった意見があった。

また、実体的法律関係が涉外性を有する場合を国際仲裁事件に含める点に関しては、当事者が外国法を実体準拠法とすることに合意している場合とすることについて、賛成の意見が多数を占めた。

○ 国際仲裁代理の要件の充足時期について

国際仲裁代理の要件は、仲裁申立時等の一時点ではなく、代理行為時に要件を充足している必要があるとの意見が大勢を占めた。

(2) 外国弁護士に関する国際仲裁代理の要件

第1回検討会に引き続き、いわゆる外国受任要件について意見交換が行われ、制度趣旨と規制の方法が対応しておらず合理性に欠けるといった意見や、かかる要件が存在することで外国弁護士に依頼をする際に留意すべき事項が生じ、同時にリスクを生むことにもなること、実際に当該要件の充足性について疑義が生じた事例があったことなどから当該要件を削除すべきであるとの意見が出された。他方、当該要件が設けられた際に示された外国法事務弁護士でない外国弁護士が国内で事務所を設けて集客をするのではないかとの懸念は現在でも続いており、当該要件を削除するべきではない、既に存在している当該要件により具体的な支障は生じていないとの意見も出され、この点の方向性についての結論は出なかった。

(3) 外国法事務弁護士等による国際調停代理の範囲

国際調停代理については、何らかの規定を設けてこれを認めるべきとの方向性で一致した。

国際調停事件として扱う事件の範囲については、仲裁合意があり、かつ、外弁法上「国際仲裁事件」として扱われ得る事件については、現行法でも仲裁付託後の調停が認められていることを踏まえ、こうした類型の仲裁付託前の調停代理を認める方向については異論は出なかった。

これに加えて、実際に国際仲裁事件として仲裁が実施されている範囲と平行に考え、商事紛争に限って国際調停代理を認めるのがよいのではないかとの意見があった。さらに、これに関連して、親族関係に関する法律事件は、本来、国内法が関係することが多く、国際調停事件として扱う事件の範囲に含めるのは相当でないとの意見があったほか、日本の仲裁法において消費者と事業者との間の紛争や個別労働関係紛争が仲裁手続から排除されていることから、国際調停代理についても、これらの類型の紛争は除外してはどうか、との意見があり、引き続き検討することとなった。